

区分	該当例	在留期間	提出書類※4	留意点等	
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	不要 (e-shienで申請してください) ※3	※1 日本国籍以外で、住民票の写しを提出する場合 国籍・在留資格・在留期間等の情報等が記載されたものを提出頂く必要があります。	
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	●住民票の写し(原本)(※1)又は「特別永住者証明書」のコピー	※2 在留資格の取得・変更・更新は、全て法務大臣の許可が必要。	
③永住者等(※2)	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	●住民票の写し(原本)(※1)又は「在留カード」のコピー	※3 日本国籍を有する者の中で、オンライン申請ができない場合は、様式1の1又は、様式1の2に加えて、個人カードの写し又は住民票の写しを添付の上ご提出ください。	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子			5年、3年、1年又は6月
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子			5年、3年、1年又は6月
④定住者(※2)	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者(第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等)	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	●住民票の写し(原本)(※1)又は「在留カード」のコピー	※4 令和8年度については、在留カード等の提出が必要です。個人番号カードの写しは提出不要であるためご注意ください。	
⑤家族滞在(※2)	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間(5年以内)	●住民票の写し(※1)又は「在留カード」のコピー ●小・中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書		
⑥右記の在留資格により在留する者(※2)	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	●住民票の写し(※1)又は「在留カード」のコピー		